

広島県告示第百八十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定によって、平成二十七年広島県告示第百九十一号で認可した都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成三十年三月一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 施行者の名称

東広島市

二 都市計画事業の種類及び名称

東広島都市計画社会福祉施設事業一号龍王いきいきこどもクラブ

三 事業施行期間

平成二十七年六月十一日から平成三十一年三月三十一日まで

四 事業地

収用の部分

変更なし

使用の部分

変更なし